

こ 成 母 173
障企発 0405 第 4 号
令和 6 年 4 月 5 日

各関係団体の長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」に規定されている一時金の支給の請求期限を5年延長する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第12号）」が令和6年3月29日に成立し、本日施行されました。

今後も引き続き、こども家庭庁としては、対象となる方からの請求に基づき、一時金の支給事務を行うこととなりますが、貴会におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴会会員にも周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 制度の周知広報

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続等についての周知を行うこととされていますが、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。支給対象となる方に、確実に情報を届けられるよう、貴団体におかれども、例えば、関係機関でのリーフレットの配布、関係機関の所在する都道

府県の担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2. 相談支援への協力

法において、国及び都道府県は、支給手続に関する周知と併せ、請求の利便のため相談支援を実施することされており、その際には、周知と同様に、障害者支援に関わる関係者の協力を得て、障害の特性に配慮して行うこととされています。

国及び各都道府県には、相談支援のための窓口が設置されておりますが、貴団体におかれましても、関係者の方を始め、一時金支給の請求を希望する方が円滑に請求できるよう、相談支援の取組への積極的なご協力をよろしくお願いいたします。

<添付資料>

別添1：旧優生保護法一時金ポスター

別添2：旧優生保護法一時金リーフレット

別添3：分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット

別添4：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律関係資料

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0565

(別記)

全国手をつなぐ育成会連合会 会長 殿
全国地域生活支援ネットワーク 会長 殿
全国地域で暮らそうネットワーク 会長 殿
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 会長 殿
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 会長 殿
社会福祉法人日本盲人会連合 会長 殿
一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長 殿
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 会長 殿
社会福祉法人全国盲ろう者協会 理事長 殿
一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長 殿
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会 会長 殿
特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク 代表理事 殿
全国就労移行支援事業所連絡協議会 会長 殿
特定非営利活動法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会 理事長 殿
日本セルフセンター 会長 殿
公益社団法人全国障害者雇用事業所協会 会長 殿
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと） 理事長 殿
特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会（あみ） 代表 殿
一般社団法人日本 ALS 協会 会長 殿
認定特定非営利活動法人 DPI 日本会議 議長 殿
公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 会長 殿
全国障害者介護保障協議会 会長 殿
社会福祉法人全国盲ろう者協会 会長 殿
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 会長 殿
全国自立生活センター協議会（JIL） 代表 殿
障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 会長 殿
きょうされん 理事長 殿
一般社団法人日本自閉症協会 会長 殿
発達障害者支援センター全国連絡協議会 会長 殿
社団法人日本発達障害連盟 会長 殿
一般社団法人日本発達障害ネットワーク 会長 殿
全日本自閉症支援者協会
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 殿